

Information 教育委員会学校教育課

令和4年度 広野町奨学資金貸与事業のご案内

- 奨学資金の額 月額10万円以内
- 貸与を受ける人の資格
 - ・専修学校専門課程、短期大学、大学（大学院を除く）に在学していること。
 - ・大学などに合格した際、広野町に引き続き1年以上住所を有していること。
 - ・他の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。
- 申請方法
 - ・奨学生願書により広野町教育委員会学校教育課にお申し込みください。
 - 願書は学校教育課でお渡しします。
- 受付期限
 - ・令和4年4月28日（木）まで ※土日祝日を除く
- 問 広野町 教育委員会学校教育課 ☎0240-27-4166

Information 教育委員会学校教育課

令和4年度 育英奨学資金給与事業のご案内

- 給与額 月額5,000円
- 貸与を受ける人の資格
 - ・広野町に住所を有する人で、高等学校に在学し、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められること。
- 申請方法
 - ・奨学生願書により広野町教育委員会学校教育課にお申し込みください。
- 受付期限
 - 願書は学校教育課でお渡しします。
 - ・令和4年4月28日（木）まで ※土日祝日を除く
- 問 広野町 教育委員会学校教育課 ☎0240-27-4166

Information 健康福祉課

障がい者でなくても所得税などの障害者控除を受けられる場合があります

所得税や町県民税について、満65歳以上で介護保険要介護認定者などの場合は、身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも障がい者に準じるものとして控除を受けられる場合があります。

この場合、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示する必要がありますので、対象となる人は健康福祉課で交付を受けてください。また、要介護度の高い人は、身体障害者手帳などを持っている人であっても、手帳よりも障害者控除対象者認定書を提示する方が有利になる場合があります。

- 障害者控除対象者認定書について
 - 次の(1)および(2)のいずれにも該当される場合、本人またはその扶養者に対し証明書を交付いたします。
 - (1)令和3年12月31日現在、広野町に住居登録している人
 - (2)満65歳以上の人で次の①または②に該当する人
 - ①介護保険認定者で右表の「判断基準」を満たしている人
 - ②6か月以上寝たきり状態で複雑な介護を要する人 ※障害者控除対象者認定の「判断基準」
- 要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報をもとに、次に示す判断基準によって認定します。

控除区分	判断基準
障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「A」以上の人 または 認知症高齢者の日常生活自立度が「II」以上の人
特別障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「B」以上の人 または 認知症高齢者の日常生活自立度が「IV」または「M」の人

- 認定書の交付について
 - 「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項をご記入のうえ、広野町健康福祉課に郵送するか、または健康福祉課窓口（役場1階3番窓口）へ直接提出してください。郵便により申請される場合は、「切手を貼付した返信用封筒」と「申請者の身分証明書のコピー」の同封が必要となります。
 - なお、申請書は健康福祉課窓口で配付するほか、広野町ホームページから印刷することもできます。
 - また、閉庁日（土曜日、日曜日および祝日）は窓口での交付はできませんので、ご注意ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 復興企画課

被災者生活再建支援金（東日本大震災）の申請期限について

東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支給している被災者生活再建支援金の申請期限が基礎支援金、加算支援金ともに**令和4年4月10日まで**となっております。対象要件をご確認いただき、対象となる場合はお早めに申請ください。

- 対象となる世帯
 - ①住宅が「全壊」した世帯
 - ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- 支援金の支給額
 - 支給額は、以下の2つの支援金の合計額
 - ・住宅の被害状況に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	区 分	複数世帯	単数世帯
基礎支援金	①全壊②半壊解体	100万円	75万円
	③大規模半壊	50万円	37.5万円
加算支援金	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

- 支給申請手続き
 - ①申請窓口 広野町役場復興企画課
 - ②申請書類 被災者生活再建支援金支給申請書と以下の添付書類
- 【基礎支援金】り災証明書写し、振込先口座の写し、解体証明書（半壊解体の場合）住民票（H23.3.11現在の世帯全員分）
- 【加算支援金】住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書の写し

問 広野町 復興企画課 ☎0240-27-1251

Information 健康福祉課

災害援護資金（東日本大震災）の申込期限について

東日本大震災により住宅が全半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた場合において、災害援護資金の貸付を受けることができます。なお、申請期限は**令和4年3月31日まで**となっておりますので、貸し付けを希望される場合はお早めにご相談ください。

- 対象となる世帯
 - ①家財・住宅に損害がない世帯（世帯主の1ヵ月以上の負傷あり）
 - ②家財の3分の1以上の損害がある世帯
 - ③住居の半壊
 - ④住居の全壊
 - ⑤住居の全体が滅失もしくは流失した世帯
- 上記いずれかの要件を満たし、かつ被災当時の世帯の所得の合計が、所得制限額を下回る必要があります。

対 象	貸付限度額	
	世帯主の1ヵ月以上の負傷:なし	世帯主の1ヵ月以上の負傷:あり
家財・住居に損害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)
住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円
住居の全体が滅失もしくは流失	350万円	

- ※住宅の再建に際し、残存部分を取り壊すなど特別な事情がある場合は（ ）内の額となります。
 - 申込手続き
 - ①申込窓口 広野町役場健康福祉課
 - ②申込書類 借入申込書、家屋のり災証明書、世帯主の診断書など
- 世帯の属性や損害状況において必要となる書類が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113